

那覇市上下水道局庁舎駐車場 賃貸借契約公募要領



那覇市上下水道局 総務課
令和7年11月

目 次

◇ 公募要領

No.	項目	ページ
1	貸付物件	1
2	貸付期間	1
3	最低貸付料	1
4	応募資格要件	1
5	スケジュール	2
6	賃貸借契約の主な条件	2
7	自動車来庁台数実績等	4
8	応募手続き等	4
9	質問及び回答	5
10	入札及び開札	6
11	契約締結	8
12	その他	9

◇ 仕様書（特記事項）

1	貸付物件の概要	10
2	特記事項（１）～（２７）	10

◇ 図面

1	平面図	15
---	-----	----

◇ 契約書（案）

1	契約書（案）	16
---	--------	----

◇ 様式等

1	（様式 1） 公募申込書	24
2	（様式 2） 誓約書	25
3	（様式 3-1） 駐車場の業務実績（官公庁）	26
4	（様式 3-2） 駐車場の業務実績（民間等）	27
5	（様式 4） 質問書	28
6	（様式 5） 入札書	29
7	（様式 6） 委任状	30
8	（様式 7） 入札保証金納付申請書	31
9	（様式 8） 入札保証金納付免除申請書	32

那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約公募要領

那覇市上下水道局（以下「局」という。）では、局庁舎駐車場の効率的な利用の促進と利便性の向上を図るため、局庁舎駐車場を民間事業者へ貸付いたします。

本公募は、「時間貸駐車場」の営業及び運営ができる民間事業者（以下「賃借人」という。）と、局有地の貸付による賃貸借契約を締結するため、制限付き一般競争入札による公募を実施いたします。公募に参加される方は、必ず入札の公告及び那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約公募要領（以下、「公募要領」という。）を確認したうえでお申込みください。

1 貸付物件

名称	所在地	貸付面積	用途地域
那覇市上下水道局庁舎駐車場	那覇市おもろまち1丁目 1番3及び1番4	5,562.58㎡	近隣商業 地域

※貸付面積は別紙平面図の赤線枠内

2 貸付期間

令和8年（2026年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日（6年間）

3 最低貸付料

最低貸付料は、年額 63,000,000円（税抜）とする。

※最低貸付料以上で最高入札価格の入札をした者を落札者とする。

4 応募資格要件

- （1）那覇市内に本社又は営業所等を有する法人。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）那覇市又は局から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- （5）経営状況が著しく不健全であると、那覇市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当するものを除く。）
- （6）那覇市の市税を滞納していないこと。

- (7) 公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、「賃借人自らが入札物件を自動車の駐車場として、賃貸借期間中継続して営業・運営する事業」（以下「駐車場事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (8) 過去3年間に於いて、官公庁及び民間（法人・個人）における駐車場運営等の実績を有していること。
- (9) 申し込みをしようとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

5 スケジュール

スケジュールについては、次のとおり。ただし、事情により変更することもある。

項目	日程	備考
公募要領の配布	令和7年11月10日（月）～11月21日（金）	
公募申込・質問受付期間	令和7年11月10日（月）～11月21日（金）	※
質問回答	令和7年11月28日（金）までに行なう	
入札参加資格認定通知書の送付	令和7年12月2日（火）	
入札保証金納付申請書の受付	令和7年12月2日（火）～12月5日（金）	
入札保証金納付期限	令和7年12月9日（火）	
入札日	令和7年12月11日（木）	
契約締結期限	令和7年12月22日（月）	
駐車場貸付・共用開始	令和8年4月1日（水）	

※ 受付時間は、午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時15分（土日祝日を除く）

6 賃貸借契約の主な条件

(1) 賃貸借契約の内容

- ① 本件貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付である。よって、賃貸借期間中に局において公用又は公共用に供するため必要性が生じたときは、契約を解除することができる。
- ② 「那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約仕様書（特記事項）」のとおり運用を行なうこと。
- ③ 貸付物件は、駐車場事業の用途に供さなければならない。
- ④ 駐車場の開場時間は、平日、土日祝日のいずれにおいても**24時間**とする。
- ⑤ 平日午前8時から午後6時については、「**局に用件のある方**」が、他の一般利用者に優先して利用できるものとする。賃借人は、その旨看板等により周知を図ること。
- ⑥ 月極駐車場の利用も可能とする。ただし、月極駐車場利用にかかる**車庫証明書**の発行は不可とする。

(2) 貸付料

貸付料は、当該年度の4月30日までに、局が発行する納付通知書により納付をすること。なお、納付期限が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納付期限とする。

(3) 禁止事項

- ① 賃借人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはならない。
- ② 賃借人は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定してはならない。
- ③ 賃借人は、貸付物件に建築物を建築することは不可とする。
- ④ 賃借人は、入札物件の使用にあたり、局の承諾を得ないで入札物件の形質を改変することはできない。

(4) 実地調査等

局が貸付物件の利用状況等の実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、賃借人は局に協力すること。

(5) その他

- ① 貸付物件に関する近隣及び駐車場利用者等への対応は、賃借人が一切の自己責任で行うものとする。
- ② 看板等工作物の設置にあたっては、那覇市都市景観条例や沖縄県（那覇市）屋外広告物条例等の関係法令を遵守すること。

7 自動車来庁台数実績等

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）における駐車場入庫台数、無料認証時間及び売上額実績は下表（1）、月極契約の実績は下表（2）のとおり（賃借人の収入を保障するものではない）。

（1）各年度別の入庫台数、無料認証時間、売上額実績

項目	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
入庫台数	121,254台	173,018台	209,532台	113,601台
無料認証時間	25,269時間	33,017時間	73,720時間	39,408時間
売上額	46,600,000円	66,500,000円	87,000,000円	48,900,000円

（2）月極契約の実績

項目	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
契約台数	15～36台	20～26台	26台	26台
売上額	3,500,000円	3,000,000円	4,000,000円	2,000,000円

※令和4年度は令和4年7月～令和5年3月の実績、令和7年度は令和7年4月～9月の実績

※売上額（税込）については、1万円以下切捨てで表記

※各年度の月極契約台数のうち、3台はテナント等の営業用車両

8 応募手続き等

（1）公募要領の配布・申込受付期間

① 公募要領の配布：令和7年11月10日（月）～11月21日（金）

公募要領および各種様式は那覇市上下水道局ホームページへ掲載（※窓口での配布は行わない）。

② 申込受付期間：令和7年11月10日（月）～11月21日（金）午後5時15分必着 午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時15分（土日祝日を除く）

（2）応募申込みに必要な書類

① 公募申込書（様式1：p.25参照）

公募申込書に押印する印影については、法人の印鑑証明書（③イ参照）と同一であること。

② 誓約書（様式2：p.26参照）

③ 事業者の概要等

ア 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）

イ 印鑑登録証明書（原本）

ウ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

④ 駐車場事業の実績（官公庁又は民間等）

ア 過去3年間の「官公庁」と契約等締結した実績を（様式3-1：p. 27参照）に記載し、業務実績一覧表中No1の契約書等の写しを添付すること。

イ 過去3年間の「民間等」と契約等締結した実績を（様式3-2：p. 28参照）に記載し、業務実績一覧表中No1の契約書等の写しを添付すること。なお、実績1件あたりの面積は1,000㎡以上とする。

⑤ 納税証明書

那覇市税の納税証明書（原本）。那覇市税の非課税、又は滞納がないことを証明するものに限る。

※「法人登記簿謄本又は登記事項証明書」、「印鑑登録証明書」、「納税証明書」は、いずれも発行後3か月以内とし、原本を提出すること。

（3）応募書類の提出

申込受付期間内に、応募書類を提出先に直接持参すること。郵送、電話、FAX、電子メールによる提出や書類に不備がある場合には受付を行わない。

（4）提出先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号 上下水道局庁舎A棟3階
那覇市上下水道局上下水道部 総務課 管財係
電話：（代表）098-941-7801（内線211、214）

9 質問及び回答

（1）質問書（様式4：p. 29参照）

質問受付期間：令和7年11月10日（月）～11月21日（金）午後5時15分必着

※午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時15分（土日祝日を除く）

（2）提出方法

持参・郵送・FAX・電子メールにて受付。FAX・電子メールにて送信後は、電話で質問書送信の旨の連絡をすること。なお、提出に要する費用は応募者の負担とする。

（3）提出先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号 上下水道局庁舎A棟3階
那覇市上下水道局 上下水道部 総務課 管財係
電話：（代表）098-941-7801（内線211、214） FAX：098-941-7821
メール：w-sou001@city.naha.lg.jp

（4）質問書に対する回答

令和7年11月28日（金）までに、那覇市上下水道局ホームページにて全ての質問者に対する回答を公開する。

10 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

入札日時：令和7年12月11日（木）	午後2時00分	受付開始
	午後2時15分	事前説明開始
	午後2時30分	入札開始

執行場所：那覇市おもろまち1丁目1番1号 上下水道局庁舎B棟2階 会議室

(2) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 入札書（様式5：p.30 参照）
- ② 委任状（様式6：p.31 参照）（※代理人により入札しようとする場合のみ。）
- ③ 入札参加資格認定通知書
- ④ 入札保証金領収書（免除の場合は、入札保証金納付免除承認書）

(3) 入札保証金

納付期間：令和7年12月2日（火）～12月9日（火）午後2時まで ※期間厳守

- ① 入札保証金は、入札前までに現金（口座振込）による納付とする。那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年3月1日水道局規程第1号）第9条の規定に該当する場合は免除とする。（下記「【参考】入札保証金の免除」）
- ② 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札額の100分の5に相当する額以上とする。
- ③ 入札の場所における入札保証金の納付は認めない。
- ④ 入札保証金が免除の場合は、入札保証金納付免除申請書（様式8）に入札保証保険証券又は過去2年の間に契約のあった契約書の写し（那覇市上下水道局契約事務規程第9条第1項第2号）を、上記の納付期間内に提出すること。
- ⑤ 入札保証金が免除の場合は、(10) 入札保証金の返還、(11) 入札保証金の帰属は適用しない。

【参考】那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年3月1日水道局規程第1号）
（入札保証金の免除）

第9条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 第2条第2項に規定する資格を有し、過去2年の間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、契約を締結しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。
- 2 管理者は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(4) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。押印は、印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札金額は、年額（税抜）を記載すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ⑤ 電話、又は郵便による入札は認めない。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成 17 年 3 月 1 日水道局規程第 1 号）を遵守すること。

(5) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(6) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行う。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札開始時刻（午後 2 時 30 分）に遅刻した者は失格とみなす。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札
- ② 入札金額を訂正した入札
- ③ 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- ④ 文字訂正及び署名に押印がない入札
- ⑤ 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- ⑥ 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- ⑦ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑧ 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- ⑨ 入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定

- ① 落札者は、局の最低貸付料以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とする。
- ② 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(9) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表する。

(10) 入札保証金の返還

- ① 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後速やかに利子をつけずに返還する。
- ② 落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。
- ③ 入札保証金の返還方法は口座振込とする。

(11) 入札保証金の帰属

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は局に帰属する。

(12) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。この場合、入札参加に要した費用（証明手数料等）は、局は負担しない。

(13) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行う。

11 契約締結

(1) 契約の締結

落札者と令和7年12月22日（月）までに契約を締結する。契約の締結にあたり、本契約に貼付する収入印紙及び本契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となる。なお、落札者が本契約を締結しない場合、落札者としての決定は無効となる。

(2) 貸付料

貸付料については、当該年度の4月30日までに、局が発行する納付通知書により納付とする。なお、納付の期限日が金融機関の休日にあたるときは、次の営業日を納付の期限日とする。（納付期限については、「那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約書(案)」参照）

(3) 契約保証金

- ① 契約保証金は那覇市上下水道局契約事務規程第30条第1項の規定に基づき、地方公営企業法施行令第21条の14の規定により定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、那覇市上下水道局契約事務規程第31条第1号の規定に基づき、契約の相手方が、保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合においては、直ちにその保険証券を局へ寄託しなければならない。
- ② 賃借人が契約保証金を納付した場合において、本契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、賃借人の請求に基づき利息を付さずに返還する。
- ③ 賃借人が本契約上の義務を履行しないときは、局は本契約を解除し、納付された契約保証金は、局に帰属する。

12 その他

- (1) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は公募期日を延期することがある。
- (2) 本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、那覇市上下水道局契約事務規程その他関係法令の定めるところによる。

那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約仕様書（特記事項）

賃借人は、次の条件を踏まえ、那覇市上下水道局庁舎駐車場の計画、整備を行い、実施、運用を行うこと。

【貸付物件の概要】

所在地	那覇市おもろまち1丁目1番3及び1番4		
名称	那覇市上下水道局庁舎駐車場		
貸付面積	5,562.58 m ²	指定用途	駐車場事業
構造	平面・アスファルト舗装	用途地域	近隣商業地域
接面道路の状況	北側：幅員 30.0m舗装市道・那覇中環状（天久安里線）（ツタヤビル側） ・駐車場入口付近（片側 10.0m、5.0m歩道付き） 西側：幅員 15.0m舗装市道・安里 25 号（メディアビル側） ・駐車場入口付近（片側 5.0m、2.5m歩道付き）		
現況	アスファルト舗装：北側 入口・出口（ツタヤビル側） 西側 入口・出口（メディアビル側）		
交通機関	1 沖縄都市モノレール 「おもろまち駅」約 600m 徒歩約 8 分 2 バス ①「那覇市水道局前バス停」約 40m 徒歩約 1 分 ②「おもろまち一丁目バス停」約 270m 徒歩約 3 分		
備考	・平面駐車場の自動二輪車契約駐輪場は、貸付面積から除外 ・契約期間中において、駐車場敷地内で給水管敷設工事施工予定（2 か月程度、1 日あたり 5 車室分程度のスペースで作業予定）。		

（１）物件の引き渡し、工事日程等

- ① 貸付物件は、那覇市上下水道局（以下「甲」という。）、「時間貸駐車場」の営業及び運営ができる民間事業者（以下「乙」という。）及び現賃借人による、2者もしくは3者により工事日程を協議のうえ、乙は令和8年4月1日より上下水道局来庁者用駐車場として運営開始できる体制を整えること。工事作業中は、駐車場利用者に支障がないよう、必要に応じて誘導員の配置や動線案内等の運用を行なうこと。
- ② 上記開始日に工事が完了しない場合は、上記①と同様に必要に応じて誘導員の配置や動線案内を行い、作業すること。
- ③ 契約満了又は契約の中途解除等により貸付物件を返還する場合は、甲の指定する期日までに乙の負担により機器等を撤去し返還すること。

(2) 機器設置、運用等について

以下の要件を満たすよう機器設置、運用を行うこと。

- ① 駐車場の機器設置に伴う経費及び運営に係る維持管理経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲所有の照明器具等の電気料は、甲の負担とする。
- ② 設置機器について指定は無いが、入庫可能車両が通行可能な高さ及び幅員が確保できる構造であること。
- ③ ゲート式の場合、発券機については各入口に1台ずつ設置すること。万が一発券機が故障した場合でも速やかに対応し、入庫可能な体制をとること。
- ④ ゲート式の場合、駐車券については、入庫時の日時が印字されるものであること。
- ⑤ 貸付物件外に事前精算機を設置する場合は、乙は「行政財産目的外使用許可申請」を行ない、甲は許可を与えるものとする。(設置場所については、甲と協議すること。)
- ⑥ 出口精算機や事前精算機は、現金支払いの他にクレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済に対応したものとする。

(3) 駐車場内外の看板等設置

駐車場内外の案内看板、満空表示板等の設置について、乙は契約締結後に甲と協議し内容等を決定するものとする。また、乙は、甲所有の自立式看板を使用することができるものとする。

(4) 工作物の設置・改修等

貸付物件において工作物等の設置や改修等を行う場合は、甲と協議を行うこと。また、その費用負担及び工事に必要な申請等についても乙で行うこと。

(5) 開庁時間の駐車料金

開庁時間（平日午前8時～午後6時）は、入庫から15分以内無料、60分以内は300円、それ以降は60分ごとに300円の料金を課金するものとし、最大料金設定を可とする。

ただし、上下水道局庁舎にある各事業所の駐車料金については、別で取り扱うものとする。特記事項（9）参照

なお、貸付開始後に周辺駐車場の駐車料金と著しく差異が生じるなど駐車場運営に大きな影響のある事態が生じた場合は、甲と協議のうえ、対応を決定する。

(6) 閉庁時間の駐車料金

閉庁時間（平日午後6時～翌日午前8時、土日祝日の24時間）は、最大料金設定を可とし、甲の了解を得るものとする。

(7) 料金免除対象

乙は、「上下水道局庁舎に用件のある方」が局駐車場を利用した場合には、入庫から出庫までの時間のうち、用件にかかった時間を無料とする。

(8) 無料措置（認証機等）

- ① 甲及び各貸与先は、前記（7）による無料措置について、機器（認証機等）により行うものとする。
- ② 乙は、「認証機（インク、レシート等の消耗品も含む。）」について、甲が指定する台数（7台）を貸与するものとする。また、機器については、上書き機能を有するものなど、認証の誤りが発生しても甲による修正が可能とするものとする。
- ③ 上記②の機器について、インク、レシート等の消耗品や機器不良が起きたときの修繕、メンテナンス等については、乙負担により速やかに対応を行なうものとする。
- ④ 認証機等の管理は、甲及び各貸与先にて行うものとする。

(9) 各事業所における無料認証時間

上下水道局庁舎の各事業所における毎月の無料認証時間は下表のとおりとし、各事業所において超過した分は、乙から各事業所へ1時間につき200円で請求するものとする。

なお、毎月の無料認証時間（合計6,300時間）の範囲内で、甲乙協議のうえ、各事業所における毎月の無料認証時間を変更することができる。

事業所	認証機	毎月の無料認証時間
那覇市上下水道局	4台	4,500時間
B棟1階（金融機関）	1台	500時間
B棟2階（テナント）	1台	1,000時間
B棟3階（職員厚生会）	1台	300時間

(10) 駐車場の利用方法

乙は、駐車場への進入、駐車、精算、出庫の手順及び方法について、利用者に周知を図ること。

(11) 特別利用の実施

乙は、甲が指定する車両（下表参照）が利用する場合は、安里25号（メディアビル側）入口のバーキャッチャーを取り外し（ゲートバーを要しない駐車方式の場合は不要）、入出庫させること。

特別利用一覧

No.	項目	車両	利用回数 (年間)	1回あたり 利用時間	1回あたり 利用台数
1	移動献血	献血車等	2回	半日	2台
2	集団検診	レントゲン車等	1回	半日	4台

(12) 委託車両への無料対応

乙は、甲が業務委託しているお客様センター等の車両8台分に対して無料パス券を貸与すること（又は車番登録等により無料対応すること）。

(13) テナント等営業用車両の契約料金

上下水道局庁舎B棟1階及び2階テナントに入居している事業者の営業車両については、近隣相場価格で月極契約を締結し、利用させること。

(14) 自動二輪車

自動二輪車駐輪場は、貸付物件内に来客用として10台、貸付物件外に職員用として38台分のスペースがあるが、自動二輪車専用出入口を利用できるようにすること。

(15) 交通渋滞対策

乙は、開庁時間中（平日午前8時～午後6時）、駐車場への入庫待ちによる渋滞対策についても対応すること。

(16) 長時間駐車対策

乙は、長時間駐車車両があった場合は、撤去に向けて対応すること。

(17) トラブル対応

乙は、駐車場利用者の駐車券の発券や紛失、破損等のトラブルに関することは、乙の通信機器や遠隔操作等により即対応し、機器等のトラブルについても迅速に対処すること。また、乙は、利用者からの直接の苦情等や苦情等に関する甲から対応要請があった場合も、迅速かつ丁寧に誠意を持って、法令を遵守し対応すること。

(18) 安全対策・事故対応等

乙は、常に駐車場内を清潔な状態に保ち安全確保に努めること。万が一、事故、故障、事件等が発生した場合には、現地確認のうえ、必要に応じ警察及び甲へ報告し、関係機関と連携し迅速・誠実に対応すること。

(19) 機器等の保守・点検

乙は、駐車場内機器等の保守・点検に関する維持管理については、下記のとおり実施するものとする。

- ① 巡回、清掃時に設備の破損、故障箇所がないかチェックを行うこと。
- ② 設備の定期点検を実施すること。
- ③ 緊急保守は24時間対応とすること。
- ④ 法制度改正等により機器の仕様変更が必要となる場合は、対応を迅速に行うこと。

(20) 駐車場の清掃等

乙は、駐車場内を清潔に保つために定期的に清掃を行うものとし、駐車場内の植栽柵等の草刈作業を年3回実施すること。

1回目	2回目	3回目
5～6月	9～10月	1～2月

(21) 防犯カメラ等

乙が防犯カメラ等を設置する場合は、甲と協議し了解を得るものとする。なお、乙は、防犯カメラの映像の取扱いについて、個人情報保護に十分配慮すること。

(22) 運営組織及び緊急連絡先等

乙は、運営に伴うトラブル対応、事故、災害発生等緊急時の事業者連絡先・待機場所・体制・人員、所要時間及び関係会社との連携等の内容を甲に提出すること。

(23) 停電

甲は、庁舎施設の法令点検等により停電となる場合は、乙に事前に通知するものとし、乙は駐車場の運営について、事前に甲と協議すること。

(24) 台風等災害時について

台風、地震等の災害時により、緊急対策として甲が必要と認めるときは、乙に通知し駐車場の一般利用を停止することができる。

(25) 運営状況の報告

乙は、毎月、駐車場運営状況（出入口別の時間別入出庫台数及び売上高、無料認証台数及び無料認証時間等）を甲へ翌月20日までに報告すること。

(26) その他注意事項等

- ① 乙は、甲からの要請により、機器、看板等に日本語以外による説明書きを作成すること。
- ② 乙は、駐車場内及びその他の場所に自動販売機の設置をすることは不可とする。
- ③ 駐車場内は禁煙である旨を、看板等設置し周知に努めること。
- ④ 乙は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう看板等設置し周知に努めること。
- ⑤ 乙は、関連する法令を遵守すること。

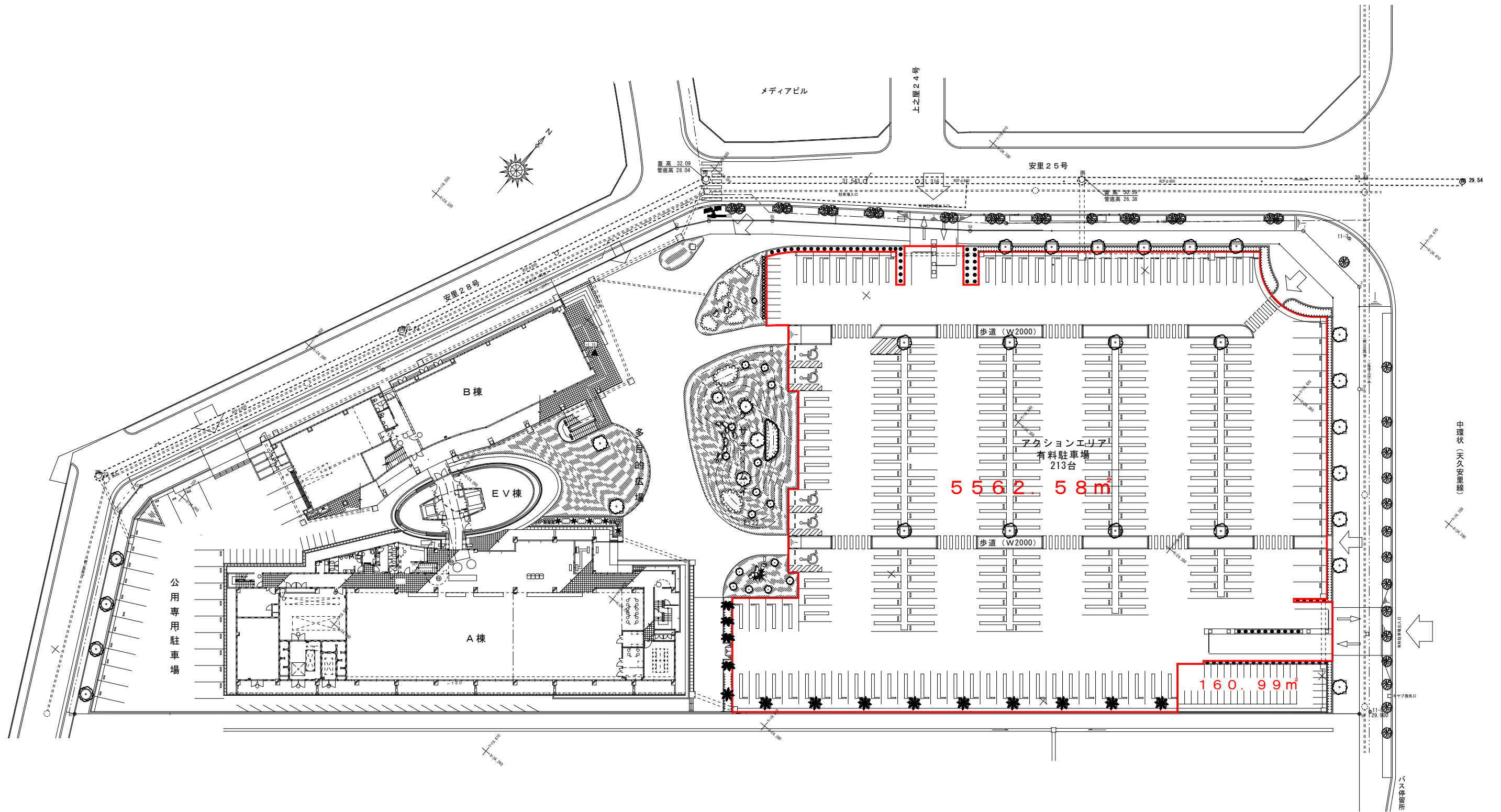
(27) 契約満了時の返還について

乙は、賃貸借期間満了日の翌日（令和14年（2032年）4月1日）午前0時までに、乙の設置した駐車場機器を撤去し、駐車場内に残存車両がないようにすること。残存車両があった場合、乙の責任により撤去等の対応をするものとする。

また、契約満了等により返還する場合は、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければならない。原状回復時は、駐車場利用者に支障がないよう、必要に応じて誘導員の配置や動線案内等の運用を行なうこと。

全体平面図

S=1/300



那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約書（案）

那覇市上下水道局(以下「甲」という。)と賃借人 (以下「乙」という。)の間に那覇市上下水道局庁舎駐車場の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、次に掲げる市有財産(以下「貸付物件」という。)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

市有財産	所在地	面積	指定用途
那覇市上下水道局庁舎駐車場	那覇市おもろまち1丁目 1番3及び1番4	5,562.58㎡	駐車場事業

(貸付物件の用途等)

第2条 乙は、次条に定める期間(以下「賃貸借期間」という。)に貸付物件を貸駐車場施設として継続して営業・運営する事業(以下「駐車場事業」という。)を行うものとする。

2 乙は、貸付物件を駐車場事業の用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

3 乙は、「特記事項」に従い、貸付物件を指定用途に供しなければならない。

4 乙は、貸付物件を指定用途に供するため、既設の機器撤去及び処分並びに機器等設置、運営、維持管理及び修繕に係る費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しない。

(指定用途に供すべき期日)

第4条 乙は、貸付物件を令和8年(2026年)4月1日から指定用途に供さなければならない。

(貸付料)

第5条 貸付物件の賃貸借期間の総貸付料は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円を含む。)とする。

2 乙は、各年度の貸付料(以下「貸付料」という。)を、次表に基づき甲が発行する納付通知書により納付しなければならない。

年度	期間	貸付料	消費税及び 地方消費税の額	納付期限
令和8年度 (2026年)	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	円	円	令和8年 (2026年) 4月30日
令和9年度 (2027年)	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	円	円	令和9年 (2027年) 4月30日
令和10年度 (2028年)	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	円	円	令和10年 (2028年) 5月1日
令和11年度 (2029年)	令和11年4月1日～ 令和12年3月31日	円	円	令和11年 (2029年) 4月30日
令和12年度 (2030年)	令和12年4月1日～ 令和13年3月31日	円	円	令和12年 (2030年) 4月30日
令和13年度 (2031年)	令和13年4月1日～ 令和14年3月31日	円	円	令和13年 (2031年) 4月30日
総貸付料		円	円	

3 前項の計算により算出した額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 乙の責めによらない理由により年度の中で貸貸借が終了したときは、貸付料は日割計算により算定するものとし、算定した額の1円未満については、切り捨てとする。

(貸付料の改定)

第6条 甲は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

2 甲が前項の規定に基づき、貸付料の増額を請求したときは、甲乙協議の上その額を決定する。

(遅延利息)

第7条 乙は、納付期限までに貸付料を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該貸付料に対し年14.6パーセントの率を乗じて算定した金額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を遅延利息として、甲の発行する納付通知書により甲に納付しなければならない。

(還付)

第8条 乙が既に納付した貸付料は、還付しないものとする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(契約保証金)

第9条 契約保証金の額は、第5条第1項の総貸付料の100分の10以上に相当する額とする。

- 2 乙は、本契約の締結の日までに甲に契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が履行保証保険契約の締結その他本契約の履行を保証する場合は、甲は、乙の契約保証金の納付を免除する。
- 3 甲は、賃貸借期間が満了し、乙が第21条第1項に定める義務を履行したことを確認した後に、契約保証金を乙に返還する。
- 4 契約保証金には、利子を付さない。
- 5 甲が第20条第1項第2号から第5号まで若しくは同条第2項のいずれかの規定により本契約を解除したとき又は乙が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。
- 6 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によってもこれに担保を設定してはならない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができない。

(不法占拠の通知)

第11条 乙は、貸付物件の全部又は一部が不法占拠された場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(禁止事項)

- 第12条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはならない。
- 2 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定してはならない。
 - 3 乙は、貸付物件に建築物を建築してはならない。

(経費の負担)

第13条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、貸付物件の保全、維持その他貸付物件の使用に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

第14条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(滅失又はき損の原状回復)

第15条 乙の責めに帰する事由により貸付物件を滅失し、又はき損したときは、乙の責任において原状に回復しなければならない。

(乙の義務)

第16条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するため、駐車場施設内の安全を確保し、及び駐車を目的とした適正な駐車場利用を妨げるものへの対策を講じなければならない。

3 乙は、駐車場事業に伴う問題が生じた場合における一切の責めを負う。

4 乙は、「那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約仕様書（特記事項）」に定めた事項及び甲が貸付物件の管理上必要と認めて通知した事項を遵守しなくてはならない。

5 乙は、貸付物件の使用に当たっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住宅の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

(第三者の損害に係る措置)

第17条 乙は、貸付物件の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は自らの責任と負担においてこれを防止し、損害を及ぼした場合はその損害を賠償しなければならない。

(調査協力義務)

第18条 甲は、本契約に基づく債権の保全上必要があると認められるとき、又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、乙に対し、その事業、資産若しくは経営状況に関して質問し、又は帳簿その他の書類若しくは参考となるべき報告を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、直ちに甲に対して報告、資料の提出等をしなければならない。この場合において、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 甲は、乙の本契約に基づく報告内容について、那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）に基づき第三者に公開を求められた場合は、乙に意見を求めるものとする。

(違約金)

第19条 乙は、賃貸借期間に次条第1項第2号から第5号までのいずれかの規定により契約を解除されたときは、第9条の契約保証金に相当する額を、次条第2項の規定により契約を解除されたときは、第9条の契約保証金に賃貸借期間の月数で除した額に本契約解除月の翌月から賃貸借期間の終了する月までの月数を乗じた額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第9条第2項の規定により契約保証金の納付がされているときは、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。
- 3 第1項に定める違約金は、民法第420条第3項に定める賠償額の予定としない。

(契約の解除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。ただし、第1号により解除する場合は、契約解除希望日の6か月以上前までに乙へ通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 貸付物件を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は甲に使用する合理的な理由が生じたとき。
 - (2) 乙が第2条、第12条又は第18条の規定に違反したとき。
 - (3) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
 - (4) 乙が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
 - (5) その他乙が本契約上の義務を履行しないとき。
- 2 甲は、乙より契約解除希望日の6か月前までに書面により契約解除の申し出があり、かつ、甲が特段の理由があると認めるときには、本契約を解除することができる。
 - 3 甲は、本契約を解除した場合、乙の支払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。
 - 4 乙は、本契約の解除に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。
 - 5 前2項の規定は、第1項第1号に該当する場合は適用しない。この場合において、乙が甲に補償を求めることができる額は、機器の設置に要した費用を賃貸借期間の月数で除した額に本契約解除月の翌月から賃貸借期間の終了する月までの月数を乗じた額のみとする。

(契約の変更)

第21条 甲は、貸付物件の一部を公用又は公共用に供する必要が生じたとき又はその他甲が必要と認めたときは、本契約を変更することができる。

- 2 前項の規定により契約を変更した場合、変更後の貸付料は、変更前契約の面積から変更に伴う面積に応じた額を減額するものとする。

(原状回復)

第22条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は第20条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項のいずれかの規定により契約が解除されたときは、乙の負担により、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければならない。ただし、甲が書面により免除した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による返還は、甲の立会いの上で行うものとする。
- 3 甲は、乙が第1項に定める義務を履行しないときは、甲においてこれを執行することができるものとする。この場合において、乙は、第9条第5項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に費用が生じるときは、その超えた費用を甲に支払わなければならない。

4 第20条第1項第1号により本契約が解除された場合の原状回復は、甲の負担とする。

(立ち退き料等)

第23条 乙は、第20条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項のいずれかの規定により契約が解除されたことにより貸付物件を甲に返還する場合は、返還に伴い発生する費用及び立ち退き料その他一切の費用を甲に請求してはならない。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第22条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に生じた実際の損害額が第19条に規定する違約金の額を超える場合においては、その超過分を賠償しなければならない。

3 乙は、貸付物件の返還が遅延した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から返還の日までの日数に1日当りの貸付料相当額を乗じて得た額を、損害金として甲に支払わなければならない。

(1) 賃貸借期間が満了したとき 賃貸借期間満了日の翌日

(2) 第20条第1項第2号から第5号まで又は同条第2項のいずれかの規定により契約を解除されたとき 契約解除の日の翌日

4 乙は、賃貸借期間が満了した場合又は第20条第1項第2号から第5号まで若しくは同条第2項のいずれかの規定により本契約が解除された場合において損害が生じても、甲にその賠償を請求してはならない。

5 甲が第20条第1項第1号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対し機器の設置に要した費用を賃貸借期間の月数で除した額に本契約解除月の翌月から賃貸借期間の終了する月までの月数を乗じた額のための賠償を請求することができる。

(有益費などの請求権の放棄)

第25条 乙は、賃貸借期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求してはならない。

(契約の費用)

第26条 本件契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更届)

第27条 乙は、その名称、代表者又は所在地等に変更があったときは、速やかに甲に届けるものとする。

(駐車場利用者等への対応)

第28条 乙は、駐車場事業により発生した事故、トラブル及び苦情等については一切の責任を持って対応するものとする。

(個人情報保護)

第29条 乙は、本契約に伴い知ることのできた個人情報について、当該個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい等の防止等個人情報を適正に保護するための必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、本契約の目的の範囲内で個人情報を使用するものとする。

3 乙は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとする。

4 乙は、本契約に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表及び配布をしてはならない。

5 乙は、本契約の実施に従事する者に対して、在職中及び退職後において、本契約に伴い知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと又は契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(法令遵守等)

第30条 乙は、この契約書、特記事項及び那覇市上下水道局契約事務規程その他関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。

3 前項の規定は、甲と乙との間の契約終了後も同様とする。

(合意管轄)

第31条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第32条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(信義誠実の原則の厳守)

第33条 甲及び乙は、信義に従い誠実に本契約を履行しなければならない。

本件契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市おもろまち1丁目1番1号
 那覇市
 那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

乙

(第1号様式)

令和 年 月 日

公募申込書

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 宛

件 名 : 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約公募要領に記載された内容を承知し、関係書類を添えて応募をします。

(申込者)
住 所

商号・名称

代表者氏名

実印

(担当者・連絡先)
所 属
職 氏 名
住 所
電 話
F A X
E メ ー ル

受付番号

(第2号様式)

令和 年 月 日

誓 約 書

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 宛

住 所
商号・名称
代表者氏名

実印

件 名 : 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

上記件名の公募に係る参加資格審査申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、本件の参加資格審査の確認のため、那覇市上下水道局が警察等へ下記事項について
照会することを承諾いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
- 2 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず又はこれらと関係していないこと。
- 3 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約公要領募に定める要件は、全て満たしていること。
- 4 必要に応じて行う実態調査に応じること。
- 5 当該参加資格が認められ競争入札へ参加できることになった場合は、那覇市上下水道局における競争入札諸規程及び係員の指示に従い、公正な入札を行うこと。
- 6 申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないこと。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市上下水道局から競争入札参加資格の取り消し、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

(第3-1号様式)

駐車場の業務実績(官公庁)

令和 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 宛

住 所
商号・名称
代表者氏名

印

No	契約相手方	契約形態	期間	面積	台数
1			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
2			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
3			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
4			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
5			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
6			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
7			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
8			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
9			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
10			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台

※現在の契約も含み、過去3年間の実績のうち台数の多い順に10件を記載すること。

※契約形態欄は、賃貸借、指定管理、目的外使用許可、委託、その他を記載すること。

※No1の契約書等の写しを添付すること。

(第3-2号様式)

駐車場の業務実績(民間等)

令和 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 宛

住 所
商号・名称
代表者氏名

印

No	相手方	契約形態	期間	面積	台数
1			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
2			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
3			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
4			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
5			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
6			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
7			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
8			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
9			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台
10			年 月 日～ 年 月 日	m ²	台

※現在の契約も含み、過去3年間の実績のうち台数の多い順に10件を記載すること。

※契約形態欄は、賃貸借、指定管理、目的外使用許可、委託、その他を記載すること。

※民間等の実績は、1件1,000m²以上に限る。

※No1の契約書等の写しを添付すること。

(第4号様式)

令和 年 月 日

質 問 書

那覇市上下水道局 総務課 あて

件 名： 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

上記件名の公募について、次の事項を質問します。

(提出者)

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

(担当者・連絡先)

所 属

職 氏 名

住 所

電 話

F A X

E メ ー ル

No	ページ	項 目	質 問 内 容

※スペースが足りない場合は、適宜、セルの幅や行数を調整していただいても構いません。

入 札 書

1 件 名 : 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

2 入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 宛

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。
- 2 入札金額は訂正できない。
- 3 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記名のうえ印鑑を押印すること。
- 4 賃貸借期間は6年だが、入札金額は年額（12ヶ月分）で消費税抜きの価格で記入すること。

(第 6 号様式)

委 任 状

那覇上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義 宛

(受任者)

住 所

氏 名

印

上記の者を私の代理人として、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名： 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

令和 年 月 日

(委任者)

住 所

商 号

代表者

実印

(注意)

- 1 法人の場合の氏名は、商号又は名称及び代表者氏名を記入すること。
- 2 委任者の押印は、公募申込書（第 1 号様式）と同じ印を使用すること。

(第 7 号様式)

令和 年 月 日

入札保証金納付申請書

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 宛

住 所

商号・名称

代表者氏名 印

(電話番号)

制限付一般競争入札の入札保証金として、下記のとおり納付申請します。

記

1 件 名 : 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

2 入札保証金納付額合計 _____ 円

3 入札保証金の返還時振込口座

金融機関名	銀行			支店
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

(第 8 号様式)

令和 年 月 日

入札保証金納付免除申請書

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義 宛

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

(電話番号)

令和 年 月 日付け入札参加資格認定通知書に基づき、下記のとおり入札保証金の納付免除を申請します。

記

1 件 名： 那覇市上下水道局庁舎駐車場賃貸借契約

2 入札保証金納付免除額 _____ 円

3 添付書類 入札保証保険契約書等